

# 保育施設における緊急事態宣言への対応について

R2.4.7 こども青少年局

緊急事態宣言

知事が、  
特措法第24条に基づく感染防止の協力要請および  
特措法第45条に基づく外出自粛を要請

## 大阪市の対応

現状 (R2.2.29～)

- 基本的には通常どおりの保育
- 学校園が臨時休業になる期間において、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方のみ、家庭での保育の協力を依頼

さらに踏み込んだ対応 (R2.4.8～)

- 保育施設は、利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、**保育の機能は維持する**。
  - 一方で、外出自粛要請により、自宅待機・在宅勤務等が増えることに加え、感染防止の観点から保育の提供を縮小。
  - 保護者の就労（職場への出勤等）や、福祉的配慮（疾病・障がい・出産・親族の介護・その他配慮を要する家庭等）が必要な場合**以外は登園を控えるよう依頼**。
- \*この場合も、必要な方に保育が提供されないということがないようにすること。

上記対応に加えて

○適切な感染防止策についての協力要請 ・ 規模に関わらずイベントの自粛要請（特措法第24条第9項に基づく）